

豊島区における住宅宿泊事業定期報告様式

住宅宿泊事業法第14条の規定により、住宅宿泊事業者は偶数月の15日までに、前2か月の定められた事項について、都道府県に報告する必要があります。

下の表の太枠部分を記入し、下記の方法により、期限までに当報告様式を池袋保健所生活衛生課にご送付下さい。

※民泊制度運営システムを利用した報告を希望される方は、当課にご相談ください。※

①FAXで送付の場合	FAX番号「03-3981-5452」あてにご送付ください。
②郵送の場合	〒170-0013 豊島区東池袋1-20-9 豊島区池袋保健所生活衛生課環境衛生グループにご送付ください。

事業者名						連絡先		
届出番号	第M13				号			
報告対象期間	20		年		月～		月分	
宿泊日数	日							
宿泊者数	人							
国籍	日本		人	韓国		人		
	台湾		人	香港		人		
	中国		人	タイ		人		
	シンガポール		人	マレーシア		人		
	インドネシア		人	フィリピン		人		
	ベトナム		人	インド		人		
	英国		人	ドイツ		人		
	フランス		人	イタリア		人		
	スペイン		人	ロシア		人		
	米国		人	カナダ		人		
	オーストラリア		人	その他		人		
延べ人数	人							
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 人を宿泊させることのできる日数は、1年間（4月1日から3月31日まで）で180日までです。 宿泊させた日数が確認できるように、この報告書の写しを必ず保存してください。 偶数月の15日までに、前2か月分の報告が必要です。（例：6月1日～7月31日の報告を8月15日までに行う。） 宿泊させた日数が0人の場合でも、その旨の報告が必要です。（0日、0人での報告） 過去の報告で訂正がある場合や、その他定期報告についてご不明点がございましたら、豊島区池袋保健所生活衛生課環境衛生グループまでお問い合わせください。 電話：03-3987-4176（直通） 							